

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

1 資格等に関すること	
①水道技術管理者	水道法第19条第2項の規定により、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、水道法第19条第2項各号における水道技術管理者の確認状況が不明確であったため、各書類を水道技術管理者が確認決裁を行なう等、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。(以上、類似指摘含め計2事業)
②布設工事監督者	水道法第12条第1項の規定により、水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行する場合には、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、布設工事監督者の資格要件を満たす職員を把握されていたが、布設工事監督者としての指名が明確でなかったことから、是正すること。(以上、類似指摘含め計7事業)
2 認可等に関すること	
①認可内容との整合性等	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けることとされているが、適正を欠く事例が確認されたため、速やかに国と協議を行い、是正すること。(以上、類似指摘含め計2事業)
②各種届出	水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないと定められているが、代表者の変更、水道料金の変更について届出を行っていなかったため、速やかに届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、適切に届け出ること。

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

③給水開始前検査の実施	水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出て、かつ、環境省令の定めるところにより水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行うこととされているが、対象施設の工事に伴う給水開始前の検査を行っていなかったため、適切に検査を実施すること。（以上、類似指摘含め計3事業）
3 水道施設管理に関すること	
①施設の点検	水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等について、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、一部の施設で定期点検の点検結果を記録していなかったため、是正すること。（以上、類似指摘含め計10事業）
②施設の維持・修繕	水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第3項の規定により、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握した上で、異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施することとされているが、貴水道事業では、一部の水道施設で点検結果を記録していなかったため、是正すること。（以上、類似指摘含め計4事業）
4 衛生管理に関すること	
①汚染防止対策	水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項の規定により、水道事業者は、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとされているが、一部浄水場において施設が未設置であり、汚染防止対策が不十分であったため、是正すること。（以上、類似指摘含め計7事業）

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

②消毒	水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号ハの規定により、消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていることとされているが、貴水道事業では、一部水道施設において、予備設備が設けられていなかったため、予備設備を設けること。(以上、類似指摘含め計6事業)
5 水質検査に関すること	
①水質検査の回数・項目	水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項第1号の規定により、水道事業者は、同条第1項第3号に定める回数の水質検査を実施することとされているが、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」に係る水質検査について、必要な検査回数を実施していなかったため、水質検査の省略・減に関する規定等に基づき、必要な回数検査を実施すること。(以上、類似指摘含め計2事業)
②採水地点	水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、水道事業者は、定期の水質検査に供する水の採取の場所について、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定することとされているが、貴水道事業では、毎日検査に供する水の採取場所について、すべての配水系統において末端等、水が停滞しやすい場所を選定していることが確認できなかったため、すべての配水系統における適切な採水箇所を選定し、検査を実施すること。(以上、類似指摘含め計4事業)

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

③水質検査の委託	<p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めることとされているが、水質検査の結果の根拠となる書類が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。</p>
	<p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとしているが、委託先の水質検査の実施状況を確認していなかったため、日常業務確認調査等により、委託先の水質検査の実施状況を確認すること。</p>
④水質検査計画	<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査計画を毎事業年度の開始前に水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で情報提供することとされているが、水質検査計画を事業年度開始後に情報提供していたことから、是正すること。(以上、類似指摘含め計5事業)</p>
	<p>水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第7項の規定及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について【抜粋】」(平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通達)により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、水道法施行規則第15条第7項第6号「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」のうち、「水質検査結果の評価に関する事項」「水質検査計画の見直しに関する事項」について記載されていなかったため、記載すること。(以上、類似指摘含め計6事業)</p>
6 水質管理対策に関すること	
①汚染のおそれの程度に応じた予防対策	<p>水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原体が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル4・3の施設において、必要とされる設備が設置されていなかったため、是正すること。(以上、類似指摘含め計5事業)</p>

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

8 資産管理に関すること	①水道施設台帳の作成・保管
	<p>水道法第22条の3の規定により、水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならないとされている。水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携及び官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであるため、適切に作成及び保存することが重要であり、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、常に最新の記録を整備しなければならないこととされているが、水道施設台帳の整備が不十分であったため、整備すること。</p>
	②経営状況
	<p>水道法施行規則第12条第3号に基づき、同条第2号に規定する方法により長期的な収支の見通しを算定する場合にあっては、おおむね3年から5年ごとの適切な時期に料金を見直すこととされているが、適正な時期に料金の見直しを実施されていないことから、是正すること。</p>
	<p>水道法施行規則第12条第1項第1号の規定により、料金が（イ）人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額と（ロ）支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額から、（ハ）営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることとされているが、資産維持費が料金設定の基礎とされていなかったため、是正すること。 （以上、類似指摘含む計6事業）</p>
9 住民対応に関すること	①情報提供
	<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、必要事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供することとされているが、水道法施行規則第17条の5第8号「災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項」について、情報提供がなされていなかったため、是正すること。（以上、類似指摘含む計10事業）</p>

(表3) 令和7年度立入検査 文書指摘事項

10	環境に関すること
①	浄水場からの排水処理
<p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第10号の規定により、ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていることとされているが、排水基準に適合した放流が行われているかの測定が行われていなかったため、排水による生活環境保全上の支障が生じる可能性があることから、支障が生じないよう適切に測定を行うとともに、必要に応じて、排水処理施設を設けること。</p>	